

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 2 年 1 0 月 定 例 会 会 議 録			
1 日 時	令和2年10月22日(木) 午後2時から2時26分まで		
2 場 所	北本市役所 会議室3-F		
3 教育長の氏名	清水 隆		
4 出席した委員の氏名	一	教育長職務代理者 大保木道子	二 委員 金井 裕
	三	委員 安田美詠子	四 委員 久保田篤正
	五	委員 加藤潤一	
5 欠席した委員の氏名	なし		
6 説明のため出席した職員	大竹教育部長、櫻井教育総務課長、山下学校教育課副課長、柳井生涯学習課長、吉見文化財保護課長		
議案及び報告件名	議 事 の 大 要		
1 開会の宣言	清水教育長： 令和2年北本市教育委員会10月定例会を開会する。		
2 会議録の承認について	清水教育長： 令和2年北本市教育委員会9月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 清水教育長： 会議録は、承認する。		
3 会議録署名委員の指名について	清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、5番の加藤委員にお願いする。		
4 議事の取り扱いと非公開案件の発議	清水教育長： 本日の案件は、報告事項が2件のほか、追加提出議案として、教委議案第52号「北本市青少年指導委員会委員の任命及び委嘱について」を加えた計3件の審議としてよいかお諮りする。 なお、本日の教委報告第49号及び教委議案52号については人事及び個人情報扱う案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいか併せてお諮りする。 — 全員、異議なしの声 — 清水教育長： これら案件に関しては非公開で審議することに決する。		
5 報告事項	清水教育長： 報告事項の議事に入る。大竹教育部長より、報告事項についてお願いする。		

<p>(1) 教委報告第49号「こども図書館の指定管理者選定について」</p>	<p>大竹教育部長： 本日の報告事項は、教委報告第49号から第50号までの計2件である。教委報告第50号「こども図書館の指定管理者選定について」から、担当課より報告する。</p> <p>清水教育長： はじめに、教委報告第50号「こども図書館の指定管理者選定について」、生涯学習課より、説明をお願いする。</p> <p>柳井生涯学習課長： (教委報告第50号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委報告第50号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 業者選定方法は入札によるのか。</p> <p>柳井生涯学習課長： 入札方式ではなく、公募により参加希望を募る。応募後、指定管理者業者選定委員会の場において、各者プレゼンテーションを行い、それを受けて順位付けを行うものである。最終的には、1位となった者を指定管理候補者として議会に諮ることとなる。</p> <p>大保木委員： 業者選定時はどのような資料を用いるのか。</p> <p>柳井生涯学習課長： 5年分の計画書、経営状況や予算書等を資料として提出していただき、それらとプレゼンテーションをもとに、各者の採点を行うこととなる。</p> <p>久保田委員： 2点お伺いする。応募者に共同事業者が含まれるが構成事業者はどうなっているのか。また、期間が3年から5年となっているが理由を伺いたい。</p> <p>柳井生涯学習課長： 街活性室株式会社、株式会社TRC、NPO法人カローレの3者より構成されている。 また、期間についてであるが「指定管理者導入等のためのガイドライン」によれば、指定管理を新たに導入する場合は3年、2期目以降に関しては5年とされているため5年を期間としている。なお、前回に関しては2期目であったが、当時の市長の判断により期間は据え置きとし3年とした経緯がある。</p> <p>金井委員： 2点お伺いする。指定管理者業者選定委員会の委員構成について。次に、現在の受託者以外の応募者の事業内容や実績について伺いたい。</p> <p>柳井生涯学習課長： まず、業者選定委員会についてであるが副市長を筆頭に、外</p>
---	---

部の学識経験者及び内部の職員から構成されている。次に、その他の事業者の事業内容であるが、株式会社コマームはベビーシッターの派遣業を行う事業者で、県内他市で実績を有している。また、北本まちづくり共同事業体のうち、街活性室株式会社は近隣市で実績を有している。株式会社TRCについては本市での実績があり、株式会社カローレについては県内他市において児童館等の実績を有している。株式会社明日葉については、都内の児童館などを多く受託しているものであり、県内他市においても1件実績を有している。

金井委員： 教育委員会からは、指定管理者業者選定委員会の委員として誰か出席する予定か。

大竹部長： 本来であれば、私が出席する予定であったが、別の職務と重複しているため、教育総務課長が出席予定である。

金井委員： 選定委員会は何名から構成されているのか。

柳井生涯学習課長： 10名である。

金井委員： 教育委員会からはその内の1名ということで、少なく感じられるが。

柳井生涯学習課長： 子育て支援センター、子ども図書館、児童館を合わせての指定管理者の選定となり、どうしても子ども図書館の比率が低くなるため、このような構成となっている。

大保木委員： 指定管理者が変わった場合、そこで働く従業員も変わるのか。

柳井生涯学習課長： 従業員が望めば、新たな指定管理者に引き継がれる場合もあるし、場合によっては変わってしまう場合もあるので一概に全ての従業員が変わるかまでは言い切れない。

— 他に意見なし —

清水教育長： 教委報告第50号については、了承とする。

6 非公開審議

清水教育長： 非公開審議に入る。議案に関係のない職員の退席を求める。

(1) 教委報告第50号「和解をし、損害賠償

清水教育長： それでは、教委報告第49号「和解をし、損害賠償の額を定めることについて」、学校教育課より、説明をお願いする。

<p>償の額を定めることについて」</p>	<p>坂口学校教育課長： (教委報告第49号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委報告第49号について、質疑はあるか。</p> <p>安田委員： 今回は保険による対応となるのか。</p> <p>坂口学校教育課長： 全国市長会学校災害補償保険での対応となる。</p> <p>安田委員： これまでに本件と似た事例はあるのか。</p> <p>坂口学校教育課長： 全くないわけではないが、ほぼないものである。</p> <p>大保木委員： 示談となるまでの流れは。</p> <p>坂口学校教育課長： 事故発生時は、被害車両の運転手から申し出があり、学校の方で被害の確認をしている。その後、学校からの連絡を受け、保険会社で被害者とのやり取りを行っている。</p> <p>金井委員： 事故発生時刻が比較的早い時間であるが、本件発生時に顧問は現場にいたのか。</p> <p>坂口学校教育課長： 通常、部活動に顧問は立ち会っている。また、一時的に外していたとしても、他の教員が近くにはいたと思われる。</p> <p>金井委員： 本件発生の時期は、部活動は再開していたのか。</p> <p>坂口学校教育課長： 再開していた時期である。</p> <p>久保田委員： 通常の練習において発生した事故なのか。</p> <p>坂口学校教育課長： お見込みのとおりである。</p> <p style="text-align: center;">— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第49号については、了承とする。</p>
<p>(2) 教委議案第52号「北本市就学支援委員会委員の任命について」</p>	<p>清水教育長： 続いて、教委議案第52号「北本市就学支援委員会委員の任命について」、学校教育課より、説明をお願いする。</p> <p>坂口学校教育課長： (教委議案第52号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第52号について、質疑はあるか。</p>

7 閉会の宣言	<p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第52号については、可決する。</p> <p>清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会10月定例会を閉会する。</p>
	<p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p style="text-align: center;">令和2年 11月 16 日</p> <p style="text-align: center;">教 育 長 <u>清水 隆</u></p> <p style="text-align: center;">署 名 委 員 <u>加藤 潤一</u></p> <p style="text-align: center;">書 記 <u>栗原 弘行</u></p>

